

リスク管理方針

当組合は、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置づけ、経営体力、自己資本の水準から許容できるリスク量の適切なコントロールを行い、収益力の強化を図り、「経営の健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスの取れた経営を目指します。また、実効性のあるリスク管理態勢の構築に向けて、PDCA サイクル（Plan→Do→Check→Action）による改善プロセスの整備・確立に努めます。

1. リスク管理に関する基本方針

- (1) 当組合の直面するリスクに関して、それぞれのリスクカテゴリー毎に評価したリスクを可能な限り総体的に捉え、当組合の経営体力（自己資本）の範囲内に収める「統合的リスク管理」を基本とします。
- (2) リスク資本配賦による管理体制とし、リスク資本（市場リスクや信用リスク等に割り当てる中核自己資本）を業務運営部署に配賦します。
- (3) 各リスク管理部署は、ALM・リスク管理委員会に対してリスク状況および管理状況について適時・適切に報告を行い、ALM・リスク管理委員会はリスク管理方針に基づき適切な運営がなされていることを確認します。

2. リスク管理に関する運営体制

- (1) 理事会は、戦略目標を踏まえたリスク管理方針を定め、理事長は決定した方針に基づき常勤理事会で協議のうえ、適切な資源配分と管理体制の整備等リスク管理に必要な指示を行います。
- (2) 経営陣は、リスクの所在、リスクの種類・特性及びリスク管理の重要性を十分理解し、リスク管理態勢の整備・確立に努めます。
- (3) 各種リスクはそれぞれのリスク管理部署が管理し、これをリスク管理統括部署（総合企画部）が統合的に把握管理するとともに、ALM・リスク管理委員会が組織横断的に評価・検討することにより、リスク管理の実効性と相互牽制機能の有効性を確保します。
- (4) 監査部門は、被監査部店の業務運営および内部管理態勢の適切性・有効性の検証・評価を実施し、必要に応じた改善提案・勧告を行います。

3. 各リスクの管理方針

- (1) 統合的リスク管理
 - ① 当組合は、業務運営に伴い発生する各種リスクが経営体力との比較において過大となることがないように統合的に管理し、経営の健全性の維持・安定に努めます。

具体的には、統合的リスク管理規程に基づき、リスク限度額を設定したうえ、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク量合計額をリスク限度額と比較・検証を行います。

- ② 統合的リスク管理の実効性確保に向けて、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについて資本配賦によるリスク管理を導入し、各リスク管理部署がリスク量を資本配賦額の範囲内に収めるように努めます。
- ③ 自己資本管理における自己資本充実度の評価は、統合的リスク管理を通じて行います。

（２）信用リスク管理

- ① 当組合は、与信先の信用状況把握が何よりも重要との認識のもと、厳正な信用格付と債務者区分により、与信判断と金利設定を行います。

具体的には、信用リスク管理規程に基づき与信（貸出）業務に携わる役職員が従うべき基本方針、行動規範としてクレジット・ポリシーを定め、また、貸出規程に基づく与信限度額管理を行い、与信リスクの集中を回避する観点から、特定の業種やお取引先に偏ることがないように、小口・中口多数取引の推進を図ります。

- ② 健全な事業を営むお取引先に対しては、定性的な情報を含む経営実態を十分に把握したうえで、貸出案件ごとの妥当性を総合的に検証し、的確かつ厳正な与信判断に努めます。また、ご返済にお悩みのお取引先に対しては、事業再生や経営支援などのコンサルティング機能を通じ、経営改善支援活動に積極的に取り組みます。
- ③ 信用リスク管理で重要な役割を果たす自己査定は、自己責任原則に基づく適正な査定を実施するため、営業部店等の一次査定、審査部門の二次査定後、監査部門が厳正な検証を行い、適正な償却引き当てを実施します。
- ④ 信用リスクの計量は、SKC 信用リスク計量化システムを使用して、リスク量を把握します。
- ⑤ 信用リスクアセット額の算定にあたっては、「標準的手法」を採用します。

（３）市場リスク管理

- ① 当組合は、保有するリスク（金利、為替、株式等）について市場変動により多大な損失を被る可能性があるとの認識のもと、管理対象とすべき市場リスク量の適切なコントロールに努めます。

具体的には、資金の調達・運用においては自らを限定的な「エンド・ユーザー型」金融機関として ALM ポジションを管理し、市場リスク、流動性リスクの状況および資産・負債のバランス等を総合的に検討し、適切な ALM オペレーション（調達運用）を行います。

- ② 市場リスク管理規程に基づき、定期的にギャップ分析、現在価値分析、期間損益シミュレーション、ストレステスト、バックテストを実施するとともに、統合リスク管理の観点から、VaR によりリスク量を計測します。

- ③ 市場リスク量を経営体力に見合った水準にコントロールするために、資本配賦額をリスク限度枠として設定し、これに市場リスク量が収まるように管理していきます。

(4) 流動性リスク管理

- ① 当組合は、資金繰りリスクを重要なリスクと位置づけ、予期せぬ資金の流出を考慮し、設定した資金ギャップ枠、市場資金調達枠、ポジション枠等について適切にその遵守状況をモニタリングし、流動性の確保に配慮した資金運用に努めます。

具体的には、流動性リスク管理規程に基づき、支払準備基準額を定めるとともに、懸念時、危機時の資金繰り逼迫度の区分に応じた適正な流動性資金水準を維持・管理を行います。

(5) オペレーショナル・リスク管理

- ① 当組合は、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人事労務リスク、災害・犯罪リスクのリスクカテゴリーに分類し、各リスク管理部署が専門的な立場からそれぞれのリスク管理を行い、総合企画部がオペレーショナル・リスクの総合的な管理部署として、オペレーショナル・リスク全体の一元的な把握・管理を実施します。

具体的には、オペレーショナル・リスク管理規程に基づき、内部損失データの収集・分析、コントロールの実施など、オペレーショナル・リスクを適切に特定、評価、把握、モニタリング、削減するための管理態勢の強化に取り組めます。

- ② オペレーショナル・リスク相当額の算定にあたっては、「標準的計測手法」を採用します。

各リスクの管理は以下の通りです。

(i) 事務リスク管理

- イ. 当組合は、事務リスク管理の重要性に鑑み、事務処理における正確性の確保を重視し、手続・権限の厳正化、機械化およびシステム化による手作業事務処理を削減、現金・現物の管理態勢の強化に努めます。
- ロ. 内部検査などによる牽制機能確保、監査部による臨店総合監査の実施・指導、業務所管部署による事務指導の充実などを通じて、事務リスクを軽減すべく対応を図るとともに、顧客からの信頼性の向上に努めます。
- ハ. 事務リスク管理規程に基づき、事務規程等の整備と事務手続きの見直し、事務の統一化を進め、臨店事務指導および事務事故・ミス発生状況等の把握を通じて、事務処理水準の向上や事務事故・ミス防止の徹底を図ります。
- ニ. 万一、事務事故・ミスが発生した場合は、損失を最小限に止めるための指示と解決のための適切な対策を講じ、併せて再発防止に関する指導助言を行います。

(ii) システムリスク管理

- イ. 当組合は、信組情報サービス㈱（以下、「SKC センター」という）に委託している基幹業務システムが当組合の基本インフラとの認識のもと、SKC センターへの監視と連携強化を図り、当組合の業務運営およびこれに係るシステム機器の管理・運営状況等のモニタリングを行います。
- ロ. 当組合は、情報資産を破壊、外部漏洩、不正使用、機能停止など様々な脅威から保護し、これらの不利益を未然に防止するため、セキュリティポリシーを策定し、システムの安全性、信頼性、情報セキュリティを維持し情報資産の保護を図るとともに情報システムの有効性、効率性の向上に努めます。
- ハ. コンピュータシステムの不慮の災害や事故、サイバー攻撃等による各種業務の中断範囲と罹災期間の影響を極少化し、実効性のある運用を可能とするとともに、災害等によるシステム障害の発生に備え「コンティンジェンシープラン」および関連規程に基づき、緊急時対応訓練の実施等を含め業務への支障を最小限に抑える態勢を構築します。

(iii) その他のリスク管理

法務リスク、風評リスク、人事労務リスク、災害・犯罪リスクについては、各リスク管理規程に基づき、リスクを適正に把握し、適切な管理に努めます。

以 上